

相続税法施行令の一部を改正する政令新旧対照表

改正後 改正前

目次

第一章 総則

第一節 通則(第一条)

第二節 相続若しくは遺贈又は贈与により取得したものとみなす財産の範囲(第一条の二―第一条の五)

第三節 信託に関する特例(第一条の六―第一条の十二)

第四節 財産の所在(第一条の十三―第一条の十五)

第二章 課税価格及び控除等

第一節 課税価格及び控除(第二条―第四条の六)

第二節 特定障害者に対する贈与税の非課税(第四条の七―第四条の二十一)

第三節 相続時精算課税(第五条―第五条の六)

第三章 財産の評価(第五条の七・第五条の八)

第四章 申告、納付及び還付(第六条―第十一条)

第五章 延納及び物納(第十二条―第二十六条)

第六章 雑則(第二十七条―第三十四条)

附則

(相続税額から控除する贈与税相当額等)

第四条 省 略

2 省 略

目次

第一章 同 上

第一節 同 上

第二節 同 上

第三節 同 上

第四節 同 上

第二章 同 上

第一節 同 上

第二節 特定障害者に対する贈与税の非課税(第四条の七―第四条の二十一)

第三節 相続時精算課税(第五条―第五条の七)

第三章 財産の評価(第五条の八・第五条の九)

第四章 同 上

第五章 同 上

第六章 同 上

附則

(相続税額から控除する贈与税相当額等)

第四条 同 上

2 同 上

3| 法第二十八条第五項の規定の適用を受けた者に同項の贈与をした同項に

規定する短期非居住贈与者が当該贈与をした日から三年以内に死亡した場

合(その死亡の前日に同条第六項又は第七項に規定する場合に該当するこ

ととなった場合を除く。)には、その者が当該贈与により取得した財産で

法の施行地外にあつたもの(法第二十一条の九第三項の規定の適用を受け

るものを除く。)については、法第十九条第一項の規定は、適用しない。

(年の中途において課税財産の範囲が異なることとなつた場合の贈与税の

(年の中途において課税財産の範囲が異なることとなつた場合の贈与税の

課税価格)

第四条の四の二 省略

2 省略

(障害者非課税信託申告書等の提出の特例)

第四条の十七 第四条の十第一項、第四条の十四第一項、第四条の十五第一

項又は前条第一項若しくは第二項の規定により障害者非課税信託申告書、障害者非課税信託取消申告書、障害者非課税信託廃止申告書又は障害者非課税信託に関する異動申告書を提出しようとする特定障害者は、これらの申告書の提出に代えて、これらの規定に規定する受託者の営業所等に対し、これらの申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。第三項において同じ。）により提供することができる。この場合において、当該特定障害者は、これらの申告書を当該受託者の営業所等に提出したものとみなす。

2 | 前項の規定の適用がある場合における第四条の十及び第四条の十四から前条までの規定の適用については、第四条の十第三項中「が同項」とあるのは「に記載すべき事項が同項」と、「を受理した」とあるのは「の提供を受けた」と、第四条の十四第二項、第四条の十五第二項及び前条第三項中「が」とあるのは「」に記載すべき事項が」と、「を受理した」とあるのは「の提供を受けた」とする。

3 | 第一項の規定により障害者非課税信託申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供する特定障害者は、当該障害者非課税信託申告書への添付

課税価格等)

第四条の四の二 同上

2 同上

3 | 法第二十八条第五項の規定の適用を受けた者に同項の贈与をした同項に規定する短期非居住贈与者又は当該短期非居住贈与者以外の者であつて当該贈与の日の属する年（以下この項において「適用年」という。）においてその者に対し財産の贈与をした者（以下この項において「短期非居住贈与者等」という。）が死亡（当該適用年の中途における死亡を除くものとし、その死亡の日前に同条第六項又は第七項に規定する場合に該当することとなつた場合には、その該当することとなつた日の属する年の中途における死亡に限る。）をした場合には、その者が当該適用年において当該短期非居住贈与者等から贈与により取得した財産の価額で法第十九条の規定により相続税の課税価格に加算されるものは、法第二十一条の二第一項から第三項までの規定にかかわらず、贈与税の課税価格に算入しない。

書類（特定障害者扶養信託契約の契約書の写し及び第四条の十一第一項に規定する財務省令で定める書類をいう。以下この項において同じ。）の添付に代えて、財務省令で定めるところにより、同条第一項に規定する受託者の営業所等に対し、当該添付書類に記載されている事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該特定障害者は、当該障害者非課税信託申告書に当該添付書類を添付したものとみなす。

（受託者の変更等があつた場合の申告）

第四条の十八 省 略

2 省 略

（受託者の営業所等の障害者非課税信託申告書の税務署長への送付等）

第四条の十九 省 略

2 省 略

（受託者の営業所等における障害者非課税信託に関する帳簿書類の整理保存）

第四条の二十 省 略

2 省 略

（障害者非課税信託申告書等の書式）

第四条の二十一 省 略

（相続時精算課税選択届出書の提出）

第五条 法第二十一条の九第二項の規定による同項に規定する届出書（以下「相続時精算課税選択届出書」という。）の提出は、同条第一項の贈与をした者ごとに、法第二十八条第一項の規定による申告書に添付して納税地の所轄税務署長にしなければならない。

2 5 4 省 略

（受託者の変更等があつた場合の申告）

第四条の十七 同 上

2 同 上

（受託者の営業所等の障害者非課税信託申告書の税務署長への送付等）

第四条の十八 同 上

2 同 上

（受託者の営業所等における障害者非課税信託に関する帳簿書類の整理保存）

第四条の十九 同 上

2 同 上

（障害者非課税信託申告書等の書式）

第四条の二十 同 上

（相続時精算課税選択届出書の提出）

第五条 法第二十一条の九第二項の規定による同項に規定する届出書（以下「相続時精算課税選択届出書」という。）の提出は、同条第一項の贈与をした者ごとに、法第二十八条第一項（同条第六項又は第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。第四項において同じ。）の規定による申告書に添付して納税地の所轄税務署長にしなければならない。

2 5 4 同 上

（短期非居住贈与者が死亡した場合における在外財産に対する相続時精算課税の不適用）

(相続税額の加算の対象とならない相続税額)

第五条の二 省 略

(相続時精算課税に係る贈与税に相当する税額の控除の順序)

第五条の三 省 略

(相続時精算課税の適用のための読替え)

第五条の四 省 略

2・3 省 略

第五条の五 省 略

(相続時精算課税選択届出書を提出しないで死亡した者の相続人に係る相続時精算課税選択届出書の提出)

第五条の六 省 略

2・3 省 略

4 第五条第三項及び第四項の規定は、第一項の贈与をした者が年の中途において死亡した場合について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項」とあるのは「第五条の六第一項」と、同条第四項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第二項」と読み替えるものとする。

(建物の一部が賃貸の用に供されている場合等の配偶者居住権の価額等)

第五条の七 省 略

2・3 省 略

第五条の二 法第二十八条第五項の規定の適用を受けた者に同項の贈与をし

た同項に規定する短期非居住贈与者が死亡した場合(その死亡の前日に同条第六項又は第七項に規定する場合に該当することとなつた場合を除く。

)には、その者が当該贈与により取得した財産で法の施行地外にあつたもの(法第二十一条の九第三項の規定の適用を受けるものに限る。)については、法第二十一条の十五第一項及び第二十一条の十六第一項の規定は、適用しない。

(相続税額の加算の対象とならない相続税額)

第五条の三 同 上

(相続時精算課税に係る贈与税に相当する税額の控除の順序)

第五条の四 同 上

(相続時精算課税の適用のための読替え)

第五条の五 同 上

2・3 同 上

第五条の六 同 上

(相続時精算課税選択届出書を提出しないで死亡した者の相続人に係る相続時精算課税選択届出書の提出)

第五条の七 同 上

2・3 同 上

4 第五条第三項及び第四項の規定は、第一項の贈与をした者が年の中途において死亡した場合について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項」とあるのは「第五条の七第一項」と、同条第四項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第二項」と読み替えるものとする。

(建物の一部が賃貸の用に供されている場合等の配偶者居住権の価額等)

第五条の八 同 上

2・3 同 上

（定期金給付契約の目的とされた者に係る余命年数）  
第五条の八 省 略

（定期金給付契約の目的とされた者に係る余命年数）  
第五条の九 同 上

（特定贈与者である短期非居住贈与者等の死亡により贈与税の申告書の提出を要しない場合）

第七条の二 法第二十八条第五項の規定の適用を受けた者に同項の贈与をした同項に規定する短期非居住贈与者又は当該短期非居住贈与者以外の者であつて当該贈与の日の属する年（以下この条において「適用年」という。）においてその者に対し財産の贈与をした者（以下この条において「短期非居住贈与者等」という。）が死亡（当該適用年の中途における死亡を除くものとし、その死亡の前日に法第二十八条第六項又は第七項に規定する場合に該当することとなつた場合には、その該当することとなつた日の属する年の中途における死亡に限る。）をした場合には、その者が当該適用年においてその死亡した短期非居住贈与者等から贈与により取得した財産（法第二十一条の九第三項の規定の適用を受けるものに限る。）については、法第二十八条第六項又は第七項の規定にかかわらず、同条第一項の規定は、適用しない。

## 附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、令和三年四月一日から施行する。

（短期非居住贈与者から贈与により財産を取得した者等に関する経過措置）

第二条 所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号）第三条の規定による改正前の相続税法第二十八条第五項の規定の適用を受けた者に同項の規定の適用に係る贈与をした改正前の相続税法施行令第四条第三項若しくは第五条の二の短期非居住贈与者（同法第二十八条第五項に規定する短期非居住贈与者をいう。）又は同令第四条の四の二第三項若しくは第七条の二に規定する短期非居住贈与者等が死亡した場合における当該贈与により取得した財産に係る相続税又は贈与税については、なお従前の例による。

(障害者非課税信託申告書等の提出の特例に関する経過措置)

第三条 改正後の相続税法施行令(以下「新令」という。)第四条の十七の規定は、この政令の施行の日以後に同条第一項の受託者の営業所等に対して行う同項に規定する電磁的方法による相続税法施行令第四条の七第一号に規定する障害者非課税信託申告書、同令第四条の十四第二項に規定する障害者非課税信託取消申告書、同令第四条の十五第二項に規定する障害者非課税信託廃止申告書若しくは同令第四条の十六第三項に規定する障害者非課税信託に関する異動申告書に記載すべき事項又は新令第四条の十七第三項に規定する添付書類に記載されている事項の提供について適用する。